

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

認定統合事業体 川上村森林認証協議会 (71 社)

平成 2 2 年 3 月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 川上村森林認証協議会の概要・確認資料一覧

II. 審査経過

III. 審査における判定事由書

I. 川上村森林認証協議会の概要

1. 申請者名称 川上村森林認証協議会
(代表者) 会長 南本泰男 (川上村森林組合長)

(事務局所在地) 奈良県吉野郡川上村大字迫 1335-9
2. 認定統合事業体名 川上村森林認証協議会 (71 事業体)
3. 認定対象業種 素材生産・販売

4. 川上村森林認証協議会 素材生産部会の沿革・概要

奈良県川上村は、500年近い伝統を持つ吉野林業の中心地として知られる村である。同村では、平成17年に川上村村有林(NFEA-005)がSGEC森林認証を取得したのをきっかけに、平成19年には、清光林業「岡清山」(NFEA-021)が取得するなど、SGEC森林認証に対する先進的取組が進んできている。

今回、森林認証と分別・表示システムの申請のあった「川上村森林認証協議会(71名/会長 南本泰男 以下：同協議会)」は、平成21年8月、「SGEC森林認証の基準・指標を遵守し、『緑の循環』の取組を推進することにより、地域の森林管理レベルを向上させ、森林資源の有効利用と生物多様性の保全を両立させた「持続可能な森林経営」を行うことを目的に、中小の森林所有者と村内の素材生産業者(山守)、森林組合によって設立されたグループである。会員は、1名(村内素材生産業)を除き、全て森林所有者会員でもある。

同協議会規約に基づき、事務局が「川上村森林組合」に設置され、同森林組合と「川上郷木材林産協同組合」及び「川上村」で組織されている。

同協議会における分別・表示システムは、認証森林における素材生産で、①自己所有林における会員の自伐生産(請負生産を含む)と、②他の認証森林の立木を購入した会員が行う素材生産の二つのパターンが想定されている。

※吉野林業における山守制度

借地林業制度の発達と村外所有者の山林所有の移行に伴ってできた管理組織のこと。一般に村外所有者が、山林所在の地域住民を山守とし、保護管理を委託した。山守の職務は、山林の保護管理から植栽、手入れ、間伐等の労務及び資材の調達、労務者の指揮管理までに及ぶ。

【川上村森林認証協議会の概要】

- 統合事業体 : 素材生産業 71 事業体 (自伐経営も含む)
- 年間素材生産量 : 7,907.89m³ (H20年1月～12月末)

川上村森林認証協議会名簿（素材生産）

素材生産量：H20年1月～12月末

NO	会員氏名	業態	生産量(m3)	NO	会員氏名	業態	生産量(m3)
1	秋山 周三	森林所有者		37	西本 清照	森林所有者	
2	(有)アキヤマ	森林所有者		38	春増 公文	山守・所有者	
3	石川 尹皓	森林所有者		39	春増 計巳	山守・所有者	168.55
4	宗鉄土地(株)	森林所有者		40	春増 巖	山守・所有者	515.39
5	石橋 善雄	森林所有者		41	東辻 久雄	山守・所有者	
6	泉谷 喜房	山守・所有者		42	東辻 秀和	山守・所有者	212.14
7	泉谷 勝	山守・所有者	124.00	43	平井 敬太郎	森林所有者	
8	上嶋 逸平	山守・所有者		44	平越 国和	森林所有者	
9	上田 一元	山守・所有者	26.42	45	(株)丸国林業	森林所有者	
10	上田 好弘	山守・所有者		46	福田 寿徳	山守・所有者	
11	上田 キサエ	山守・所有者		47	福田 文子	森林所有者	
12	上平 守男	山守・所有者		48	福本 雅文	山守・所有者	166.85
13	梅咲 直照	森林所有者		49	船津 主税	森林所有者	
14	大谷 一二	山守・所有者		50	柘 源次	山守・所有者	
15	大西 孝典	山守・所有者		51	柘 昭平	山守・所有者	
16	大西 章中	山守・所有者	506.77	52	松尾 育郎	山守・所有者	
17	柏田 久朋	山守・所有者		53	松本林業(株)	森林所有者	
18	加藤 宗良	山守・所有者	80.99	54	丸 敏幸	山守・所有者	645.07
19	加藤 安則	山守・所有者	78.41	55	丸谷 隆久	山守・所有者	674.63
20	金谷 靖信	山守・所有者		56	丸紅林業(株)	森林所有者	
21	川上村森林組合	森林組合	186.86	57	南本 泰男	山守・所有者	
22	北村 宗四郎	森林所有者		58	六辻 富一郎	山守・所有者	
23	北村 豊一郎	森林所有者		59	森口 敦夫	山守・所有者	
24	小泉 東輝興	山守・所有者		60	森口 喜孝	山守・所有者	
25	小久保 昌巳	山守・所有者	815.25	61	森田 剛	山守・所有者	84.19
26	小南 知市	山守・所有者		62	保田 富美	森林所有者	
27	阪本 憲達	山守・所有者	53.01	63	山縣 伸介	森林所有者	
28	下西 昭昌	山守・所有者	1659.28	64	山本 逸朗	山守・所有者	1033.40
29	谷 甚四郎	森林所有者	63.43	65	横谷 圀晃	山守・所有者	
30	玉井 欣治	山守・所有者	330.42	66	吉井 英一郎	森林所有者	
31	玉井 久勝	山守・所有者		67	吉井 昌子	森林所有者	
32	椿本 美起雄	森林所有者		68	吉野石油(株)	森林所有者	
33	土井 庄左工門	山守・所有者	66.77	69	吉村 宗一郎	森林所有者	
34	中尾 庄平	森林所有者		70	吉村 謙一郎	森林所有者	
35	中岡 八重子	森林所有者		71	上田 準	山守	416.06
36	中平 楷義	山守・所有者					7,907.89

5. 分別・表示管理体制

川上村森林認証協議会(以下:同協議会)では、「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理体制」を定め、素材生産における認証林産物の統一的な帳票・在庫管理及び、内部監査の方法を定めた「SGEC 素材生産総合管理マニュアル」を作成して、統合事業体としての一元的管理計画・体制を整備している。

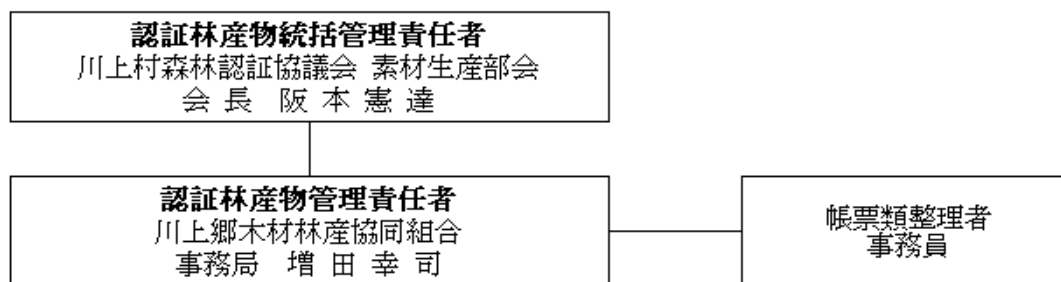
同協議会事務局には、「認証林産物統括管理責任者(以下:「統括責任者」)」及び、これを補佐する「認証林産物管理責任者」が設置され、構成各会員事業体の分別・表示、帳簿類管理の個別指導・内部監査を行う体制がとられると共に、事務局が一括管理するロゴマークの刻印の貸し出し使用によって、各会員の認証林産物の取扱数量が報告され、集計・記録される仕組みとなっている。

また、各会員事業体には、現場作業工程を管理する「分別・表示管理責任者」が置かれ、上記素材生産部会「認証林産物の分別・表示管理方針」等の管理計画に即して、分別・表示を実施し、認証林産物の分別・表示管理の徹底を図る体制としている。

なお、内部監査については、「会員指導・監査体制」のもと、「メンバー監査マニュアル」によって、各会員事業体は、年間の認証林産物取扱数量及び出荷記録を毎年事務局に提出することとしており、事務局及び「統括責任者」は、それに基づいた内部監査を毎年行うことを定めている。

指導・監査体制については、次頁に記す。

【川上村森林認証協議会 会員指導・監査体制】



川上村森林認証協議会 各事業体分別・表示管理責任者					
地区	会員事業体名	管理責任者	地区	会員事業体名	管理責任者
東川	金谷 靖信	本人	大迫	土井 庄左ヰ門	本人
	阪本 憲達	本人		伯母谷	泉谷 勝
	東辻 秀和	本人	山本 逸朗		山本 晃央
	東辻 久雄	東辻 秀和	入之波	下西 昭昌	本人
	枡 昭平	本人		秋山 周三	中平 木由造
	枡 源次	枡 昭平		(有)アキヤマ	中平 木由造
寺尾	中平 猶義	中平 木由造		石川 尹皓	横谷 園晃
北塩谷	上田 一元	本人		宗鉄土地(株)	横谷 園晃
	大西 孝典	本人		石橋 善雄	森口 尚
	大西 章中	本人		梅咲 直照	竹垣 周祐
迫	川上村森林組合	大辻 昭夫		柏田 久朋	本人
高原	小泉 東輝興	小泉 敏男		北村 宗四郎	下西 昭昌
	上平 守男	本人		北村 豊一郎	下西 昭昌
	松尾 育郎	本人	谷 甚四郎	南本 明弘	
白屋	小南 知市	小南 昇	橋本 美起雄	増田 幸司	
	南本 泰男	本人	中尾 庄平	山崎 伸一	
井戸	加藤 宗良	本人	西本 清照	本人	
	加藤 安則	本人	平越 国和	伊藤 建夫	
下多古	上田 好弘	本人	(株)丸国林業	伊藤 建夫	
	上田 キサエ	上田 好弘	福田 寿徳	本人	
	六辻 富一郎	本人	船津 主税	本人	
	森口 敦夫	森口 尚	丸紅林業(株)	伊東 和美	
粉尾	小久保 昌巳	本人	森田 剛	本人	
	春増 公文	本人	横谷 園晃	横谷 園晃	
	春増 計巳	本人	吉井 英一郎	加藤 昌一	
	春増 巖	春増 薫	吉井 昌子	加藤 昌一	
中興	泉谷 喜房	泉谷 隆夫	吉野石油(株)	上大 昭	
	丸 敏幸	鍵 敬二	吉村 宗一郎	小泉 敏男	
瀬戸	福本 雅文	本人	吉村 謙一郎	小泉 敏男	
	丸谷 隆久	本人	中岡 八重子	川上村森林組合	
北和田	上寫 逸平	本人	平井 敬太郎	川上村森林組合	
上多古	上田 準	本人	県外	福田 文子	横谷 園晃
	玉井 欣治	玉井 久勝		松本林業(株)	北西 善司
	玉井 久勝	本人		保田 富美	本人
	森口 喜孝	本人		山縣 伸介	本人
柏木	大谷 一二	本人			

(主な確認資料)

【協議会規約等】

- ・川上村森林認証協議会設立総会議案書及び議事録
- ・川上村森林認証協議会規約
- ・川上村森林認証協議会「認証森林管理計画・体制図」

【分別・表示管理計画】

- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示計画書・管理体制
- ・川上村森林認証協議会 会員指導・監査体制図
- ・SGEC 認定事業体 素材生産総合管理マニュアル
- ・会員監査項目チェックリスト
- ・素材入・出荷管理表

【作業等マニュアル類】

- ・伐採・搬出作業マニュアル
- ・作業現場における油類の取り扱いマニュアル
- ・安全作業マニュアル
- ・安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・林野火災予消防マニュアル
- ・予消防緊急連絡体制組織図

【素材生産部会参加会員】

- ・参加事業体名簿
- ・川上村森林認証協議会参加同意書(71名)
- ・各会員概要・実績報告(71名)

II. 審査経過

川上村森林認証協議会の SGEC 分別・表示システム認定審査は、平成 22 年 3 月 2 日～5 日にかけて、当認証審査センターの児島裕、宇佐美均、西本順蔵の 3 名が担当した。

なお、統合事業体として参加会員が多数であるため、一昨年 6 月 26 日に川上村において事前審査を実施している。

【事前審査】

平成 20 年 6 月 26 日に川上村森林組合の依頼に基づき、川上村でグループ(協議会)としての会員の事前審査を行い、管理体制の聞き取り確認とともに、下記内容について会員に必要事項を説明した。

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協 SGEC 統合事業体認定基準・指標の説明
3. 審査申込みに関わる必要書類及び審査手順についての説明

【審査申込】

平成 21 年 12 月 15 日に統合事業体としての審査申込み受付。

【認定審査日程】

川上村森林認証協議会から提出のあった申請書類・関連資料を基に、統合事業体としての指導・監査体制及び、構成会員個別の内容について書類審査し、現地確認審査は、次の日程で実施した。

平成 22 年 3 月 2～5 日／書類確認及び現地確認

(場 所)

川上村森林組合 (川上村森林認証協議会事務局)

川上郷木材林産協同組合

川上村役場

吉野木材協同組合連合会

(審査委員)

元東京農業大学教授・農学博士 河原 輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

審査員 宇佐美 均

専門審査員 西本 順蔵

(出席者)

川上村森林組合 組合長	南本 泰男 (川上村森林認証協議会長)
同組合 参事	大辻 昭夫
川上郷木材林産協同組合理事長	阪本 憲達 (同認証林産物統括管理責任者)
同組合	増田 幸司 (同事務局)
川上村地域振興課	森 口 尚 (同事務局)
吉野木材協同組合連合会代表理事	下西 昭昌 (同 会員)
川上村森林認証協議会会員	小久保 昌巳 他会員
同	春 増 薫
同	加藤 宗良
同	上平 守男
同	東辻 秀和
同	大西 章中
同	泉谷 隆夫

(審査内容概要)

1. 同協議会(統合事業体)事務局の置かれた川上村森林組合において、提出された書類に基づいた統合事業体の活動及び一元的分別・表示管理計画の説明を受けるとともに、SGEC 森林認証・分別表示についての説明を行い、SGEC 分別・表示システム諸規定の遵守意志を確認した。
2. 同協議会「認証林産物統括管理責任者」及び「管理責任者」に参加事業体各社の事業の概要、事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 参加事業体における素材生産から、選別・検収、市場への出荷までの木材の流れ、および現場管理の仕組み等について確認を行った。
4. 同協議会事務局において統合事業体認定を取得した後の、統一的な管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理体制、流通戦略、内部監査の方法等について聞き取りを行い、実行意思を確認した。

平成 22 年 3 月 15 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及び、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「統合事業体審査要件」の審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制、生産・流通現場での管理の仕組み等から、申請者は認定に値する統合事業体であるものと判定された。

Ⅲ. 川上村森林認証協議会の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、作成した全林協「SGEC 統合事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員に諮ったところ、川上村森林認証協議会 素材生産部会は、認定に値する統合事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定所得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の適正なトレサビリティを確立するため、事務局は、認定取得後も、構成員に対する内部監査を継続すること。(基準 3-4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、各構成会員に対し、十分な教育・研修を図り、素材生産部会「認証林産物の分別・表示管理方針」及び、「SGEC 認定事業体総合管理マニュアル」による分別・表示管理を徹底すること。(基準 3-5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)